

第三者評価結果

事業所名：五反田保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画には、事業の目的や保育方針などを冒頭に明示している。それに基づき、地域性を踏まえ、子どもの保育目標や年間計画、月間計画へと反映している。園の保育目標は、「心身共に豊かな子ども」、「思いやりのある子ども」、「自分で考えて行動できる子ども」、「意欲をもつ子ども」としている。「養護」（生命の維持と情緒の安定）と、「教育」（健やかに伸び伸びと育つ、身近な人と気持ちを通じ合う、身近なものに関り感性が育つ）を一体として展開している。幼児期の終わりまで育て欲しい10項目を掲げている。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント> 園内は明るく、丁寧に清掃が行われている。室内の温度や湿度を1日2回計測し、子どもたちが活動しやすいよう、環境を整えている。衛生的な寝具を提供するために、布団の丸洗いや布団乾燥を業者に依頼している。天気の良い日は日光消毒を行い、子どもたちが心地良く睡眠できるよう配慮している。園内外の設備や用具、玩具などの清掃及び自主点検を定期的実施している。幼児クラスでは、自由時間に、子どもたちが自由に制作ができる場所を整えている。園庭は広く、いろいろな遊具を設置している。また、園庭から直接トイレを利用できるよう工夫している。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント> 子どもたち一人ひとりの年齢や個人差、家庭環境を把握し、保育の実践につなげている。個々の状況把握は、登園時の視診や触診、連絡ノートや個人面談、クラス懇談会などを通して行い、保育に反映している。また、個別対応が必要な子どもに対しては、職員と子どもの配置数に配慮して、積極的に取り組んでいる。職員は送迎時に担当以外の子どもでも声かけを行っている。子どもに対しては「～さん、～ちゃん」と呼びかけ、「早くして、ダメ」など、否定的な言葉は使わないようにしている。年齢や発達状況に応じて、子どもが理解しやすい言葉を使うようにしている。子どもが「今日は散歩に行きたくない」と言った場合、子どもの気持ちを尊重するようにしている。室内や園庭での遊びを子どもが選択し、保育士が見守るなど、臨機応変に対応している。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	b
<p><コメント> 一人ひとりの子どもの発達や年齢に合わせて、食事、睡眠、健康、排泄などの生活習慣を身につけられるよう保育を実践している。排泄のトイレトレーニングでは、1歳児はトイレの便座に座ることから始め、3歳児で完了する様に進めている。子どもによって差はあるが、発達に合わせて声かけしたり、やりたい気持ちが出るまで待ったり、友だちの様子を真似したり、達成感もてるよう働きかけしている。配慮が必要な子どもは、職員会議で話し合いを行い、外部団体や臨床心理士のアドバイスを受け、安心して過ごすことができるよう配慮している。アドバイスを受けて、①外遊びから室内に戻る時は早めに入室するよう配慮する、②事前に知らせる、③子どもが落ち着く場所を作る、④絵カードを用意してグループ保育を行うなど対応している。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

天気の良い日は、園庭や園外で外遊びを行い、健康な体力作りを心がけている。園外保育では、近くの公園や遊歩道、河川敷まで歩いて出かけている。年中児や年長児は、片道40分歩くこともある。公園では、草花を観察したり、虫取りやどんぐり拾いなどで季節を感じ、自然に親しんでいる。どこの公園に出かけるかは、子どもの意見を聴いている。子どもたちの話し合いで決めることもある。コロナ禍で制限もあるが、子どもたちは公園や老人ホーム、図書館、公共の施設などに出かけ、地域の方と交流している。勤労感謝の日は、地域の消防署や交番、医療センターに、子どもたちの感謝の作品を届けている。コロナ禍で小学校との交流ができないため、園外保育時に、外から小学校の校庭や建物を見学している。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0歳児の保育では、指導計画を4期に分けて作成し、保育内容や実施方法を明記している。保護者との連絡は、複写式の連絡ノートを使用し、毎日家庭に連絡して、乳児の健康状態や園での様子を伝え、情報を共有している。送迎時の声かけやクラス懇談会、個人面談でも情報を共有している。保護者からの相談には時間をかけて、個室で随時対応している。子ども一人ひとりが、いつも同じ保育士に触れ合うことができるよう配慮している。1日の保育状況は、写真を多く使用して、コメントを付けるなど工夫をして掲示している。定期的に玩具の入れ替えや消毒を行っている。また、休み明けは、睡眠が不足している子どももいるので、一人ひとりに合った、ゆったりとした保育を行っている。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳未満児の保育では、指導計画を4期に分けて作成し、保育内容や実施方法を明記している。1歳児は専用の連絡ノートを使用し、保護者と連絡を毎日取り合い、情報を共有している。2歳児は、個人で連絡ノートを用意し、週1回以上は連絡ノートに記載(トピックスなど)している。また、一日のクラスの保育状況は、掲示板で知らせている。1、2歳児ともに、写真の掲示とコメントを多くし、視覚で理解してもらえよう努めている。送迎時の視診や声かけ、個人面談や懇談会、保育参観を通じて、子どもの成長やクラスの状況を理解してもらい、子育てを保護者と共有できるよう努めている。17時以降の合同保育での異年齢児との交流や、グループ保育(園内外)、合同の散歩を通じて、発達の違いを体験できる機会を設けている。小さい子どもは、大きくなるとこんなことができると感じたり、自分もこんなに小さくて力が弱い時があったと気付く機会になっている。一人ひとりの個性を大切に、生活での見守り(トイレ、食事、着脱など)を行っている。衣服の着脱がうまくできないことがあり、少し手伝うことで慣れていき、自分でできるようになっている。自分でできた喜びや自信を得る機会を奪わないよう、子どもができるまで待つことを大切にしている。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳以上児の保育では、指導計画を4期に分けて作成し、保育内容や実施方法を明記している。毎月の指導計画は各年齢の保育内容に反映し、週案や日案につなげている。異年齢の交流は、朝夕の合同保育の時間や、月1回の「るんるんDay」(異年齢児との交流保育)で実施している。「るんるんDay」では、年齢が違う子どもたちが一日を通して一緒に行動している。園外保育で一緒に遊んだり、給食を一緒に食べるなど、異年齢の触れ合いを体験している。配慮が必要な子どもについては、月のカリキュラムや幼児会議で情報の共有や検討を行っている。年間の行事や活動を通じ、協力して行う楽しさや大切さを経験できるよう配慮している。コロナ禍、運動会は保護者1名の参加で実施している。また発表会は、幼児は入れ替え制、2歳児は録画した発表会のDVDを保護者に貸出している。保育参観は人数を制限して2日間行っている。個別面談は対面式だが、ソーシャルディスタンスを守って行っている。5歳児は小学校への就学の際、保育要録で引き継ぎを行い、配慮の必要な子どもについては、口頭でも伝えて連携している。

<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 個々の障害に応じて、関係機関と連携しながら、環境整備を行っている。行動の特性に配慮し、落下防止柵の設置や窓ロックの改善を行っている。職員配置も、職員1人に対して障害児1人または2人の体制を組んで、手厚い対応に努めている。個別計画も関係機関と連携し、臨床心理士のアドバイスを受けながら策定しているが、難しい問題も山積している。月1回、臨床心理士による障害のある子どもの状況確認と、保育士の園内研修を開催し、障害の理解を深めている。保護者との関わりについては、個人面談の回数を増やし、抱えている不安や問題など、現状の理解や今後について話をする機会を設けている。障害のある子どもについては、一人ひとりの特性が理解できるよう、保育士が子どもたちに話しかけながら一緒に活動を行っている。障害の認定は受けていないが、気持ちの切り替えができない、刺激に弱い、衝動的な行動をする子どもが在籍している。保護者には声かけし、随時面談を行っている。自傷行為があったり、ストレスが溜まって行動障害を起こす子どもに対しては、クールダウンできる場所に誘導し、毎回決まった静かな場所で自由に過ごし、落ち着きを取り戻してもらうようにしている。</p>	
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 長時間保育（平日の朝7時～8時30分、夕18時～19時）では、0～1歳児の1グループ、2～5歳児の2グループが、合同で保育を行っている。子どもの年齢と人数により、職員数を変えるなど工夫している。登園時の視診や保護者からの情報は、口頭で担任に伝えている。夕方は、各クラスがノートを使用して、申し送りを行っている。長時間の保育に配慮して、おやつはおむすびやサンドイッチ、焼きそばなど、手作りで腹持ちの良いものを心がけ、夕方には補食も提供している。0歳児や長時間保育の子どもは、食事や睡眠をしっかり取ることができるよう配慮している。集団保育の中では、人数も多く、家庭的な環境を整えることは課題も多いと感じている。延長保育では、必ず常勤の職員も関わるようにしている。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に、小学校就学に向けた計画を立てている。年長の子どもたちは、小学校訪問や体験授業の参加を通じ、就学への期待感や意識を高めるきっかけとなっている。保護者には、4、5歳児のクラス懇談会や個人面談を通じ、就学についての事前相談や説明の機会を設けている。藤沢市幼保小連携会議へ参加し、情報交換や共有を図っている。小学校へは、「保育所児童保育要録」を作成して引き継いでいる。個別に配慮が必要な子どもや障害児については、保護者の希望があれば、特別支援学級の就学前相談の情報提供を行ったり、担任が個別の引き継ぎを行っている。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 朝の視診により、子どもの顔色や様子、傷の有無を確認している。また保護者から、その日の子どもの様子や健康状態を確認している。「健康管理マニュアル」や「保育所における感染症防止ガイドライン」、「保育保健における感染症の手引き」、「子どもの病気とホームケア」を基本にして対応している。また、「保健計画」を年4期に分けて作成している。毎月、身体測定を行い成長を確認している。毎月発行する「園だより」で、看護師が疾病情報を知らせたり、各クラスの掲示版に情報を掲示して、保護者と共有している。ケガの通院やヒヤリハットを集計し、職員同士で内容を共有し、予防と対策につなげている。子どもが体調不良の時は、幼児は「体調不良時連絡票」を活用し、乳児は複写式の「連絡ノート」を使用して健康状態を共有している。入園の面接時には、健康管理や投薬、通院などの資料を配布している。園での投薬には「医師の指示書」が必要で、登園時に薬と薬依頼書を提出してもらっている。預かる薬は原則1回分としている。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、入園面談やクラス懇談会で説明し、乳児のうつぶせ寝は行っていない。呼吸のチェックは、0歳児は5分毎、1歳児は10分毎、2歳児は15分毎、幼児は全体を確認して行っている。乳児クラスに防犯カメラを設置している。0歳児で月齢の小さい子どもや体調不良児には、呼吸確認センサー（体動センサー）を補助的に使っている。</p>	

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全園児対象の健康診断を年4回、歯科検診を年2回、体重測定を月1回、身長測定を年3回、尿検査を年1回、眼科検診を年1回行っている。検査結果は記録に残し、職員間で周知している。保護者には結果を返し、気になる子どもは、看護師や栄養士が相談にのっている。「保健だより」では、看護師が健康情報を提供している。また、子どもたちも、なぜ健康診断や歯科検診を行うのか、絵本を使って保育士が説明することで、歯みがきの大切さを意識し、自主的に歯みがきをするように援助している。歯みがき指導は3歳児から行っている。また、歯の模型を使って担任がブラッシング指導を行っている。歯ブラシは園で管理して、歯みがきを行っている。年齢に応じた保健指導や食育指導を、看護師や栄養士と連携して行い、その様子を写真掲示などで保護者に伝えている。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 食物アレルギーのある子どもが数名いる。また、宗教上の問題で、牛肉や豚肉を摂取できない子どももいる中、保護者に確認の上、「アレルギーガイドライン」や市の「アレルギー対応マニュアル」に沿って、子どもの状況に応じた対応を行い、医師による診断により除去食を提供している。誤食の事故が起こらないよう、栄養士や調理員、保育士が情報を共有している。除去食は可能な限り共通献立とし、食器やトレイの色分け、顔写真の添付、運搬時の声かけを行っている。除去食はテーブルを決めて先に配膳して、誤食の防止に努めている。給食会議を毎月開催し、栄養士が除去食の献立を作成して、職員会議で情報を共有している。除去食の献立表は、保護者に確認と了解を得ている。アレルギー疾患や緊急対応として、エピペン（アナフィラキシー症状を緩和する補助的な治療剤）の使用に関する研修などに、職員が参加している。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「食育年間計画」を基にして、「食育月間計画」を作成している。0、1歳児は発達に応じて、食物の大きさをカットして食べやすくしている。4、5歳児は陶器を使用するなど、年齢に応じて食器の材質や形状を変えている。食事量は個々の状況に合わせ、完食した時の満足感を持てるよう工夫している。子どもたちが園庭で栽培した野菜を収穫して、食に関する興味や関心を持てるようにしている。ブロッコリーやナス、オクラ、イチゴ、トウモロコシ、さつまいもなどを苗から育て、収穫し、湯がいたり、ポップコーンやスイートポテトにして食べたりしている。また、収穫した野菜を家に持ち帰って、家庭で調理して食べた感想を聞いている。調理員のクラス訪問や栄養素ボードによる説明など、食育の取り組みを進めている。保護者に毎月の献立表を配布し、保育参観時の試食会の実施や懇談会での情報提供を行っている。喫食状況は、喫食カードと調理員のクラス訪問を通じて行い、毎食の状況をクラス担任と厨房が共有し、献立の見直しに役立っている。子どもたちには栄養素を赤、黄色、緑に分けて、栄養指導を行っている。給食のどの食材が何色か、当番が食事前にボードに貼っている。月1回、「お弁当の日」があり、お弁当を近くの公園で食べたりすることもあり、子どもがとても楽しみにしている。毎日、給食のサンプルを提示し、子どもに人気のあるおかずは、レシピを公開したり、コピーを用意している。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 給食会議で各クラスの状況を確認し、職員会議で全体確認を行い、献立に反映している。また、喫食カードにより状況を共有し、献立に反映している。季節の旬の野菜や果物を使うようにしている。コロナ禍前は、子どもたちが食べられる量を自分で盛り付けていた。日本の文化や地域の食文化を取り入れて、子どもに提供している。七草粥や焼き芋、餅つき、お月見団子、恵方巻など季節感を取り入れ、家庭では頻度の少ない酢の物や煮物、きな粉、魚料理などを献立に入れている。調理員がクラスの巡回や配膳を行い、子どもたちの様子を実際に確認することで、献立に反映している。ハサップ<HACCP>（衛生管理の国際的な手法）対応については、取り組みを始めたところである。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 0歳児は複写式、1歳児は園所定の書式の連絡ノートを使用して、保護者との連絡をとっている。0歳児と1歳児は毎日記載し、2歳児は週に1～2回記載し、クラスにはその日の様子を掲示している。3歳以上児はクラス掲示を中心に、その日の様子を伝えるようにしている。毎月の「園だより」と「クラスだより」で、現状の報告と今後の予定や計画を周知している。年2回のクラス懇談会や個人面談、保育参観により、子どもの様子を伝えて共有している。記録は児童票に記載している。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 送迎時の声かけや視診により、子どもの小さな変化を見逃さないように努めている。併せて連絡ノートの活用で、子どもの状況や保護者の心情など注意深く見守るようにして、保護者との信頼関係の構築に努めている。保護者からの相談は、担任を中心に随時対応している。状況によって、主任及び園長の同席で行う体制を整えている。相談内容は児童票に記載し、園への要望などは苦情受付に記載するようにしている。園への要望や苦情については、他の保護者に関係する事項など（駐車マナー、挨拶、飛び出しなど）は、掲示などで全体に周知するようにしている。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 日常の外傷や衛生面、栄養面、持ち物など、いつもと違う状況を見逃さないようポイントを指示し、共有している。幼児・乳児会議や職員会議で、家庭状況の周知と状況報告を行い、共有に努めている。児童相談所及び市こども家庭課、民生委員・民生児童委員などとの連携を、児童ネットワーク会議で対策及び共有を行っている。保護者への援助としては、面談の実施や家庭訪問、関係機関の情報提供とアドバイスを行っている。また、関連する研修会に参加している。送迎時の声かけや連絡ノートの活用で、子どもの状況や保護者の心情などを注意深く見守るようにしている。新型コロナの影響で、虐待や権利侵害が多くなることが考えられ、保護者と子どもの成長を共有する時間も少なくなってきたので、孤立を避ける対応が必要になっている。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 毎年、自己評価表にて、職員一人ひとりが保育実践を振り返っている。「面接シート」にて自己評価を行い、意識の向上に努めている。また、自己評価の結果に基づいて園長と面談を行い、保育実践の振り返りや課題を抽出している。面談の結果を保育の改善や専門性の向上につなげている。各自の自己評価や課題を園全体の保育実践につなげ切れていない点は、今後の課題であると捉えている。</p>	